

静岡県告示第448号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和8年6月30日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類 (通称名Methylenedioxynitazene)	令和8年6月27日
2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1-[2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類 (通称名Fluetonitazepyne、N-pyrrolidino-fluetonitazene)	令和8年6月27日
N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類 (通称名5-MeO-NiPT)	令和8年6月27日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。